

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18261、SK18265、平成 18 第 17 号、平成 18 第 26 号

③施設の情報

名称：なかべ学院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 咲賀 信幸	定員（利用人数）：80 名（53 名）	
所在地：〒750-0081 下関市彦島角倉町三丁目 6 番 17 号		
TEL：083-266-1934	ホームページ： http://nakabe-gakuin.org	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 21 年 8 月 20 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人中部少年学院		
職員数	常勤職員：36 名	非常勤職員：3 名
有資格 職員数	児童指導員：3 名	心理療法担当：2 名
	個別対応職員：1 名	看護師：1 名
	栄養士：2 名	保育士：18 名
	家庭支援専門相談員：2 名	里親支援専門相談員：1 名
	調理員：4 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④理念・基本方針

I 養育の理念

「児童福祉法」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、児童の権利を擁護し、心身の健やかな成長を図るとともに、自立支援を保障する援助を提供する。児童への懲戒権の乱用はこれを禁止し、児童にとっての最善の利益をなによりも優先する。

II 基本方針

1 経営方針

- （1）当法人経営の乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターと協同し、乳児・幼児・学童の養育の一貫性を図り、入所児童の健全な育成に真摯に取り組む。
- （2）“大切なあなたへ『すまいる宣言』”と「心がまえ」「禁止事項」を守り、入所児童にとって望ましい、より安全で安心な生活環境作りに努める。

(3) 地域や関係諸機関との連携を深め、地域の子育て支援に寄与することにより、地域にとって必要とされる存在になることを目指す。

(4) 各種研修会等に積極的に参加させることにより、専門職としての知識や技術を習得させ、職員の資質向上を図るとともに、職員が協調し合い、働きがいのある職場作りに努める。

2 運営方針

(1) 施設はそれを利用する児童のためにあることを深く意識し、児童とその保護者・家族、あるいは児童の養育に携わる職員の意見や心情を尊重しつつ、十分な話し合いのもとに協力し合い児童の養育にあたる。

(2) 児童一人ひとりの成長発達段階にあわせて、自立支援計画を策定し、心身ともに健やかな成長を支援するとともに、児童のもつ個性を尊重しその成長を図る。

(3) 保護者・家族との連絡を密にして、早期の家庭復帰が可能となるよう支援する。また入所から退所後を含めた、自立のための継続的な支援を展開する。

(4) 児童家庭支援センターや障害児通所支援事業所と連携し、地域や関係機関との交流をさらに深め、地域における児童の健全育成及び子育て家庭の支援に積極的に取り組む。

⑤施設の特徴的な取組

施設独自で「児童の権利に関する条約」「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を具現化する“大切なあなたへ『すまいる宣言』”を策定され、子どもたちに周知するとともに、職員は「心がまえ」「禁止事項」を遵守し、児童にとっての最善の利益を優先する養育・支援が行なわれている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 5 月 28 日（契約日） ～ 平成 31 年 1 月 29 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 26 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・ “大切なあなたへ『すまいる宣言』”（子ども版・職員版）や「安全委員会方式」の組織的な取り組みを通して、権利擁護や権利侵害の防止に積極的に取り組まれています。
- ・ 「個別の児童状況」、「子どもへの個別援助のめあて」、「各種会議録」等で子どもの状況や職員の支援内容の実践が具体的に記録され、職員間で共有することによって援助技術の向上に繋がっています。また、実践で積み上げてきたものを各種マニュアルに具現化され、「すまいる宣言」を子ども一人ひとりに伝えていく支援が実践されています。

◇改善を求められる点

- ・ 理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にした、経営や養育・支援に関する「中長期計画」の策定が求められます。
- ・ 子どもに対してや職員間の学習等に、「子どもの権利ノート」（山口県健康福祉部こども未来課発行）を活用することが望まれます。また、日常生活の中にある「ルール」について、本来の意味やその必要性等を子どもに伝えるための取組が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

社会的養護の変革期です。小規模化・地域分散化、そして高機能化へと、これから求められている児童養護施設となれるよう、指摘点の改善に向けて取り組みたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。